

## 三郷町放課後児童クラブ民間委託Q & A

### Q 1. 民間委託導入の背景・目的は何ですか？

A. 「保育内容の充実」「指導員への研修体制の充実」「指導員の安定的な人材確保」等が目的としてあげられ、民間事業者が有する知識や経験、人材の活用による良質な保育を提供したいと考え、民間委託を導入します。

### Q 2. 民間委託にあたり、町の責任はどうなるのですか？

A. 民営化ではなく、民間への業務委託（公設民営）となりますので、町が運営の最終責任者となります。

- ・民間委託：行政が事業主体である事業について、行政が管理責任を有したまま、業務の一部又は全部を委託契約により、民間事業者が業務を行います。
- ・民営化：公立施設において、施設の設置及び運営主体を民間に移管することで、最終的な責任は民間事業者が負います。

### Q 3. 委託事業者の選定はどのようにするのですか？

A. 公募型プロポーザル方式での選定を実施します。

【11月下旬頃に決定し、12月20日（金）・21日（土）に保護者説明会の実施を予定しておりますが、正式に決まり次第改めてご連絡いたします。】

- ・プロポーザル方式：価格のみではなく、業務実績、企画力、運営能力を総合的に優れている事業者を選定します。
- ・一般競争入札方式：一番価格の低い事業者を選定します。

### Q 4. 民間委託にあたり、育成料は変わりますか？

A. 現在の育成料から変更はありません。

### Q 5. 民間委託にあたり、運営内容は変わりますか？

A. 開所日、開所時間、施設の場所、指導員の人数など基本的な運営内容は同じ内容で民間委託を実施します。

また、指導員が急に変わることに伴う児童への負担を避けるため、現在勤務している指導員が変わらないよう配慮しております。

Q 6. 民間委託にあたり、新たな指導員の採用はどのようになりますか？

A. 民間委託後、新たな指導員の採用には必ず面接を行い、放課後児童クラブの運営に適した人材を確保するよう事業者と協議いたします。

Q 7. 民間委託の期間は多久ですか？

A. 令和7年4月から3年間の委託契約となります。  
※3年経過後は再度業者選定を行います。

Q 8. 民間委託後の町の業務内容はどのようになりますか？

A. 「最終的な学童運営についての責任」  
「入所や退所するための申込受付、決定」  
「育成料の徴収、減免の審査や決定」  
「運営状況の確認」  
などは、引き続き町で業務を行います。

Q 9. 民間事業者の業務内容はどのようになりますか？

A. 「放課後児童クラブの運営業務全般（児童の育成、日常業務、学校との連絡調整）」  
「指導員の募集、研修、労務管理」  
「活動報告等の実施」  
などは、民間事業者が業務を行います。

Q 10. 民間委託後はどのようなサービスを導入予定ですか？

A. 「児童の入退室管理のシステム」  
「長期休暇中の昼食提供の実施（希望者のみ）」  
などを導入予定ですが、公募型プロポーザル方式で選定を進めるにあたり、「民間事業者のノウハウを取り入れたイベント」等、より良い保育に繋がる提案がありましたら、取り入れたいと考えます。